

第81回

定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会の会場へのご出席をお控えいただくことをご検討いただき、書面またはインターネットによって事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日時

令和4年6月29日（水曜日）
午前10時

場所

東京都千代田区神田三崎町二丁目5番3号
当社本店

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り
ありがたく厚く御礼申し上げます。

当社第81回定時株主総会を令和4年6月29日
(水曜日)に開催いたしますので、ここに招集のご
通知をお届けいたします。

また、当期(令和3年4月1日から令和4年3月
31日まで)の当社グループの現況に関する事項等
につきご報告申し上げますのでご高覧ください。

代表取締役社長

伊藤泰司

◆ 目次

■ 第81回定時株主総会招集ご通知	2	(添付書類)	
■ 議決権行使方法のご案内	4	■ 事業報告	27
■ 株主総会参考書類		■ 連結計算書類	40
第1号議案 剰余金の処分の件	6	■ 計算書類	43
第2号議案 定款一部変更の件	7	■ 監査報告	46
第3号議案 取締役12名選任の件	11		
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	19		
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報 酬制度導入の件	20		

証券コード：1815

令和4年6月14日

株 主 各 位

東京都千代田区神田三崎町二丁目5番3号

鉄建建設株式会社

代表取締役社長 伊藤泰司

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁から5頁に記載の「議決権行使方法のご案内」にしたがって、令和4年6月28日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	令和4年6月29日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区神田三崎町二丁目5番3号 当社本店 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 第81期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件 第81期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類の内容の報告の件
	決議事項 <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役12名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以上

※法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 ② 連結注記表 ③ 個別注記表

なお、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告を、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

※株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.tekken.co.jp/>

〈新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について〉

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会の会場へのご出席をお控えいただくことをご検討いただき、書面またはインターネットによって事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様は、マスクのご着用とアルコール消毒液のご使用について、ご協力をお願い申し上げます。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお控えいただく場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tekken.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

◆ インターネットにより議決権を行使される場合



下記記載の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 ▶ 令和4年6月28日（火曜日）午後5時15分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

【機関投資家の皆さまへ】

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、総合建設業としての技術革新と競争力を保持するため、人的資源及び技術研究開発などへの投資と企業リスク回避のための内部留保に努め、経営基盤の維持補強を図るとともに、株主様に対する利益還元についても安定配当の継続を重視した利益配分を基本方針としています。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき80円 総額1,207,945,920円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和4年6月30日

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が、令和4年9月1日に施行されることに伴い、その規定の一つである株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものです。

- (1) 変更案第14条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第14条(電子提供措置等)第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 現行定款では、株主総会の議長である取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに当たることになっていますが、あらかじめ取締役会で議長の順序を決めておく記載に変更するものです。
- (5) その他、表現方法及び字句の修正を行うものです。
- (6) 上記の各変更に伴い、その変更の効力発生日(施行期日)を定めるものです。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条(記載省略)	第1条(現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条(現行どおり)
(1) 土木、建築その他建設工事全般の請負並びにこれに関する調査、企画、測量、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング	(1)(現行どおり)
(2) 工事用資機材並びにスポーツ施設及びレクリエーション施設に関する機械器具の製造、販売、賃貸、修理及び運搬	(2)(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(3) 住宅建設並びに不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定	(3) 住宅の建設並びに不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
(4) 都市開発、観光開発その他土地開発並びにこれに関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング	(4) (現行どおり)
(5) 廃棄物及び建設副産物の収集、運搬、処理、再利用、環境汚染物質の除去並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング	(5) 廃棄物及び建設副産物の収集、運搬、処理及び再利用、環境汚染物質の除去並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング
(6) 鉄道、道路、港湾、空港、河川、上下水道、庁舎、教育文化施設、廃棄物処理施設、駐車場等の公共施設及びこれらに準ずる施設等の企画、設計、監理、建設、保有、維持管理及び運営	(6) (現行どおり)
(7) 教育研修施設、宿泊施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、健康医療用施設、飲食店等の経営及び賃貸	(7) (現行どおり)
(8) 事務用品、日用雑貨、繊維製品、スポーツ用品等の販売、修理及び加工	(8) (現行どおり)
(9) 工業所有権、著作権、ノウハウ等の知的財産権及びコンピュータを利用したソフトウェアの企画、開発、取得、実施許諾及び販売	(9) (現行どおり)
(10) 生命保険の募集業、損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理店業、自動車運送取扱事業、警備業並びに労働者派遣事業	(10) (現行どおり)
(11) 建設機械等の中古品の買取り及び販売	(11) (現行どおり)
(12) 農林水産物の生産、加工及び販売	(12) (現行どおり)
(13) 発電及び電気、熱等エネルギーの供給	(13) (現行どおり)
(14) 前各号に附帯関連する一切の事業	(14) (現行どおり)
第3条～第12条（記載省略）	第3条～第12条（現行どおり）

現 行 定 款

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは、他の取締役がこれに当る。

2 取締役社長、取締役ともに事故あるときは、出席株主のうちからこれを選任することができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新 設)

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

変 更 案

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(削 除)

(削 除)

(電子提供措置等)

第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 (現行どおり)

2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第39条（記載省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第16条～第39条（現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p>本定款は、令和4年6月29日から施行する。ただし、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更第14条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p>

第3号議案

取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名					当社における現在の地位及び担当	当社における本総会後の地位及び担当（予定）
1	はやし 林	やすお 康雄	再任			取締役会長	取締役会長
2	いとう 伊藤	やすし 泰司	再任			代表取締役社長 執行役員社長	代表取締役社長 執行役員社長
3	たかはし 高橋	あさひろ 昭宏	再任			代表取締役 執行役員副社長兼 DX推進室長	代表取締役 執行役員副社長兼 DX推進室長
4	せした 瀬下	こうじ 耕司	再任			取締役 常務執行役員建築本部長	取締役 常務執行役員建築本部長
5	たにくち 谷口	かずよし 和善	再任			取締役 常務執行役員土木本部長	取締役 常務執行役員土木本部長
6	しょうじ 東海林	なおと 直人	再任			取締役 常務執行役員経営企画本 部長	取締役 常務執行役員経営企画本 部長
7	くさかり 草刈	あきひろ 昭博	新任			常務執行役員管理本部長兼建築 本部・管理本部不動産開発室長	取締役 常務執行役員管理本部長 兼建築本部・管理本部不動産開 発室長
8	いけだ 池田	かつひこ 克彦	再任	社外	独立	社外取締役	社外取締役
9	おおうち 大内	まさひろ 雅博	再任	社外	独立	社外取締役	社外取締役
10	とみた 富田	みえこ 美栄子	再任	社外	独立	社外取締役	社外取締役
11	さいとう 齊藤	まこと 誠	新任	社外			社外取締役
12	せきや 関谷	えみ 恵美	新任	社外	独立		社外取締役

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役候補者（12名）

候補者番号

1

はやし

林

やすお

康雄

昭和27年7月10日生

再任

所有する当社の株式の数

14,800株

取締役会への出席状況

12回/13回

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和50年4月	日本国有鉄道入社	平成24年6月	同社常務取締役 鉄道事業本部副本部長 総合企画本部復興企画部担当
平成12年11月	東日本旅客鉄道株式会社総合企画本部投資計画部長		鉄道事業本部信濃川発電所業務改善推進部担当 建設工事部担当（平成25年6月退任）
平成15年6月	同社理事八王子支社長		
平成18年6月	同社理事建設工事部長		
平成19年6月	同社取締役 建設工事部長		
平成21年4月	同社常務取締役 鉄道事業本部副本部長 建設工事部長	平成20年6月	当社社外取締役（平成21年3月退任）
平成21年6月	同社常務取締役 鉄道事業本部副本部長	平成25年6月	当社代表取締役 執行役員副社長
		平成26年6月	当社代表取締役社長 執行役員社長
		平成30年6月	当社代表取締役会長
		令和3年6月	当社取締役会長（現任）

候補者番号

2

いとう

伊藤

やすし

泰司

昭和31年2月20日生

再任

所有する当社の株式の数

4,400株

取締役会への出席状況

13回/13回

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和53年4月	日本国有鉄道入社	平成24年6月	当社取締役 常務執行役員鉄道統括室長兼土木本部担当兼建築本部担当
平成15年6月	東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所上信越工事事務所長	平成25年4月	当社取締役 専務執行役員鉄道統括室長兼土木本部担当兼建築本部担当
平成16年6月	同社東京工事事務所長		
平成18年6月	同社理事長野支社長	平成27年4月	当社取締役 執行役員副社長鉄道統括室長兼土木本部担当兼建築本部担当
平成20年6月	同社執行役員長野支社長	平成27年6月	当社取締役 執行役員副社長
平成21年6月	同社執行役員建設工事部長（平成24年6月退任）	平成28年6月	当社代表取締役 執行役員副社長
平成21年6月	当社社外取締役	平成30年6月	当社代表取締役社長 執行役員社長（現任）

候補者番号

3

たかはし
高橋

あきひろ
昭宏

昭和31年1月15日生

再任

所有する当社の株式の数

6,900株

取締役会への出席状況

13回/13回

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和54年4月	当社入社	平成29年4月	当社常務執行役員東京鉄道支店副支店長（全般）
平成21年4月	当社経営戦略室経営企画部長	平成30年4月	当社常務執行役員土木本部長
平成24年4月	当社執行役員土木本部副本部長（全般）兼土木部長	平成30年6月	当社取締役 常務執行役員土木本部長
平成25年4月	当社執行役員東北支店長	令和元年6月	当社代表取締役 執行役員副社長
平成28年4月	当社執行役員東京鉄道支店副支店長（全般）	令和3年4月	当社代表取締役 執行役員副社長兼DX推進室長（現任）

候補者番号

4

せした
瀬下

こうじ
耕司

昭和34年5月22日生

再任

所有する当社の株式の数

3,900株

取締役会への出席状況

13回/13回

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和58年4月	当社入社	平成29年4月	当社執行役員建築本部副本部長（工事担当）兼建築部長
平成22年4月	当社関越支店建築部長	平成31年4月	当社常務執行役員建築本部長
平成25年4月	当社東京鉄道支店建築部長	令和元年6月	当社取締役 常務執行役員建築本部長（現任）
平成28年4月	当社建築本部建築部長		

候補者番号

5

たにぐち かずよし
谷口 和善

昭和33年2月9日生

再任

所有する当社の株式の数

5,200株

取締役会への出席状況

13回/13回

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和55年4月	当社入社	平成26年4月	当社土木本部副本部長兼土木営業部長
平成17年4月	当社大阪支店鉄道営業部長	平成28年4月	当社執行役員東北支店長
平成18年6月	当社大阪支店土木営業部長兼鉄道営業部長	令和元年6月	当社取締役 常務執行役員土木部長（現任）
平成24年10月	当社大阪支店土木営業部長		

候補者番号

6

しょうじ なおと
東海林 直人

昭和36年4月5日生

再任

所有する当社の株式の数

3,900株

取締役会への出席状況

10回/10回
(令和3年6月就任後)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和60年4月	当社入社	令和3年4月	当社常務執行役員経営企画本部長
平成21年4月	当社東北支店土木部長	令和3年6月	当社取締役 常務執行役員経営企画本部長
平成22年4月	当社東北支店土木部長兼安全品質環境部長	令和3年9月	当社取締役 常務執行役員経営企画本部長兼サステナビリティ推進室副室長
平成26年10月	当社経営戦略室経営企画部長	令和4年4月	当社取締役 常務執行役員経営企画本部長（現任）
平成29年4月	当社土木本部土木企画部長		
平成29年11月	当社土木本部土木部長		
平成31年4月	当社執行役員大阪支店長		

候補者番号

7

くさかり
草刈

あきひろ
昭博

昭和35年3月9日生

新任

所有する当社の株式の数
1,600株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和57年4月	当社入社	令和2年4月	当社執行役員管理本部副本部長兼財務部長兼建築本部・管理本部不動産開発室長
平成25年4月	当社管理本部財務部長	令和3年4月	当社執行役員管理本部副本部長（全般）兼建築本部・管理本部不動産開発室長
平成30年4月	当社管理本部財務部長兼建築本部・管理本部不動産開発室開発部長	令和4年4月	当社常務執行役員管理本部兼建築本部・管理本部不動産開発室長（現任）
平成31年4月	当社執行役員管理本部副本部長兼財務部長兼建築本部・管理本部不動産開発室開発部長		

候補者番号

8

いけだ
池田

かつひこ
克彦

昭和28年2月12日生

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数
-

取締役会への出席状況

12回 / 13回

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和51年4月	警察庁入庁	平成29年6月	株式会社テレビ朝日ホールディングス社外取締役（監査等委員）（現任）
平成19年8月	警察庁警備局長	平成29年6月	株式会社テレビ朝日社外監査役（現任）
平成22年1月	警視總監	平成29年6月	公益財団法人日本道路交通情報センター理事長（現任）
平成23年10月	株式会社損害保険ジャパン顧問		
平成24年9月	原子力規制庁長官		
平成27年11月	日本生命保険相互会社特別顧問	平成28年6月	当社社外取締役（現任）

候補者番号

9

おおうち まさひろ
大内 雅博

昭和43年1月17日生

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数

-

取締役会への出席状況

13回/13回

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成5年4月	東京電力株式会社入社	平成19年4月	高知工科大学准教授
平成9年10月	東京大学助手	平成25年8月	高知工科大学教授（現任）
平成10年4月	高知工科大学講師		
平成13年10月	高知工科大学助教	平成28年6月	当社社外取締役（現任）

候補者番号

10

とみた みえこ
富田 美栄子

昭和29年8月15日生

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数

-

取締役会への出席状況

10回/10回
(令和3年6月就任後)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和55年4月	弁護士登録	平成24年6月	森永乳業株式会社社外監査役
昭和55年4月	西・井関法律事務所（現 西綜合法律事務所）入所	平成29年4月	西綜合法律事務所代表（現任）
平成7年4月	社団法人神奈川学習障害研究協会 監事	令和元年6月	株式会社日清製粉グループ本社社外取締役（監査等委員）（現任）
平成13年4月	東京地方裁判所民事調停委員（現任）	令和2年6月	ファナック株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
平成16年4月	昭和女子大学講師	令和3年6月	東京電力パワーグリッド株式会社社外監査役（現任）
平成19年10月	司法試験委員・民事訴訟法	令和3年6月	当社社外取締役（現任）

候補者番号

11

さいとう
齊藤

まこと
誠

昭和43年10月27日生

新任

社外

所有する当社の株式の数

—

Ⅰ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成3年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社

平成28年6月 同社建設工事部次長

平成24年6月 同社水戸支社総務部長

平成29年6月 同社建設工事部担当部長

平成27年10月 同社東京工事事務所次長

令和2年6月 同社総合企画本部投資計画部担当部長（現任）

候補者番号

12

せきや
関谷

えみ
恵美

昭和35年8月17日生

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数

—

Ⅰ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和60年4月 株式会社OAメイト取締役

平成17年4月 P C I ホールディングス株式会社
取締役

平成9年1月 株式会社アイセス取締役

平成11年1月 株式会社アイセス常務取締役

平成28年10月 株式会社アイルネット代表取締役
会長

平成13年1月 株式会社アイセス専務取締役

平成15年9月 株式会社アイルネット代表取締役社
長

平成29年10月 日本グリーン電力開発株式会社代
表取締役会長（現任）

- (注) 1. 取締役候補者池田克彦氏、大内雅博氏、富田美栄子氏、齊藤誠氏及び関谷恵美氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- (1) 池田克彦氏は、警察関係の要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識を有する方であり、それを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏にはその豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から提言をいただくこと、特にリスク管理及びコンプライアンス体制の向上に対する助言をいただくことなどを期待しております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 大内雅博氏は、学術部門での経験を通じて培われた高い見識を有する方であり、それを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏にはその高い見識に基づき、客観的な立場から提言をいただくこと、特に当社現場施工部門や技術開発部門への助言をいただくことなどを期待しております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 富田美栄子氏は、弁護士として培われた豊富な経験と知識を有する方であり、それを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏にはその豊富な経験と知識に基づき、客観的な立場から提言をいただくこと、特にコーポレート・ガバナンス充実のための助言をいただくことなどを期待しております。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (4) 齊藤誠氏は、建設工事部門等において培われた豊富な経験と知識を有する方であり、それを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏にはその豊富な経験と知識に基づき、客観的な立場から提言をいただくこと、特に鉄道事業者としての視点から助言をいただくことなどを期待しております。
- (5) 関谷恵美氏は、IT業界ほか建設業以外での経歴を有する方であり、取締役や社長を歴任するなど、経営者として培われた豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏にはその豊富な経験と知識に基づき、特にコーポレート・ガバナンス充実のための助言をいただくことなどを期待しております。
3. 取締役候補者池田克彦氏、大内雅博氏及び富田美栄子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、池田克彦氏及び大内雅博氏は6年、富田美栄子氏は1年となります。
4. 取締役候補者齊藤誠氏は、来たる令和4年6月22日付で東日本旅客鉄道株式会社の執行役員建設工事部長に就任する予定であります。同社は、当社の主要株主であり、特定関係事業者であります。その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 当社は取締役候補者池田克彦氏、大内雅博氏及び富田美栄子氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、池田克彦氏、大内雅博氏及び富田美栄子氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、取締役候補者齊藤誠氏及び関谷恵美氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該契約は、令和4年7月に更新される予定であります。
7. 取締役候補者池田克彦氏、大内雅博氏及び富田美栄子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立要件を満たしており、当社は3氏を独立役員として同取引所に届け出ております。なお、池田克彦氏、大内雅博氏及び富田美栄子氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、関谷恵美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役候補者（1名）

たなか としひさ
田中 俊久 昭和33年6月6日生

社外

独立

所有する当社の株式の数

800株

Ⅰ 略歴（重要な兼職の状況）

昭和57年 4月	東京国税局入局	平成30年 7月	柏税務署署長
平成28年 7月	館山税務署署長	令和 元年 7月	税理士開業（現任）
平成29年 7月	東京国税局課税第一部資料調査第四 課課長	令和 2年 4月	東京富士大学教授（現任）

- (注) 1. 田中俊久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中俊久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田中俊久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる税務部門及び税理士として培われた専門知識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 田中俊久氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険により填補することとしております。田中俊久氏が監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、令和4年7月に更新される予定であります。
6. 田中俊久氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 業績連動型株式報酬制度導入の理由等

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。本議案は、平成14年6月27日開催の第61回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額3億円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

令和4年8月（予定）から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、令和5年3月末日で終了する事業年度から令和7年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期

間]といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。まず、当社は、本信託設定(令和4年8月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり16,600ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、49,800株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、令和4年5月12日の終値1,809円を適用した場合、上記の必要資金は、約30,000,000円(年額)となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

(注)当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり16,600ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は49,800株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は16,600ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役が付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（16,600株）の発行済株式総数15,099,324株（令和4年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.11%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

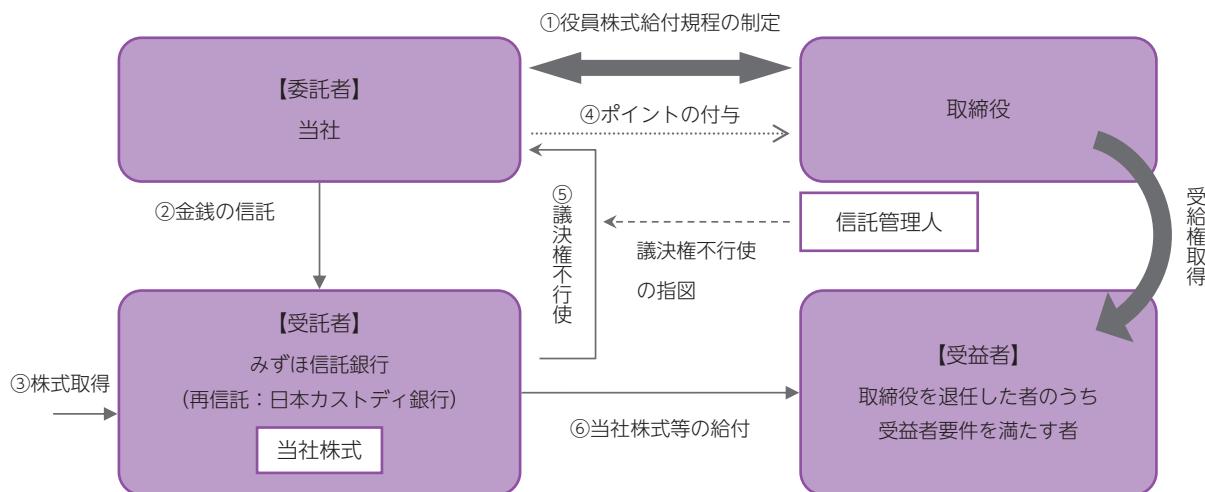
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役会に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(ご参考) 「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の改定案
本総会にて、第5号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件」が承認可決された場合には、下記のとおり本方針の内容を変更する予定です。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、各取締役の報酬は、金銭報酬である固定報酬及び業績連動報酬、並びに株式報酬により構成します。ただし、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬(金銭報酬)のみとします。

イ. 取締役の個人別の報酬等(金銭報酬及び株式報酬)の算定方法の決定に関する方針並びに固定報酬(金銭報酬)の額及び業績連動報酬(株式報酬を含む)の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額の算定にあたっては、上場企業等の水準を参考に、建設業界の環境、当社の状況等を包括的に考慮して報酬指標額を算定します。報酬指標額は、適切なインセンティブとなるように、固定報酬(金銭報酬)が7割、業績連動報酬(金銭報酬)及び株式報酬の合計が3割で構成されます。

個人別の金銭報酬の額は、業績連動報酬が加減された報酬指標額に基づいて算定された役位別報酬に、各取締役の業務執行の責任度合い、個人業績評価等を総合的に考慮して加減し支給します。

個人別の株式報酬は、事業年度毎の役位に応じたポイントに、会社業績に基づく係数を乗じて決定し、在任中はポイントを累積し、取締役退任時、累積ポイントに基づき当社株式を給付します。

ウ. 業績連動報酬(金銭報酬)及び、株式報酬に係る業績指標の内容及び算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬(金銭報酬)は、前事業年度の当期純利益と株主配当金の実績に応じて加減し、算定します。

株式報酬は、過去3事業年度の営業利益に対する当該事業年度の達成度に応じた係数によりポイントを算定します。

エ. 取締役に対し報酬等を与える時期の決定に関する方針

取締役に対する金銭報酬は、在任中に毎月定期的に支払います。

取締役に対する株式報酬は、在任中はポイントを累積し、取締役退任時、累積ポイントに基づき当社株式を給付します。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の一部を取締役に委任することに関する事項

取締役の個人別の報酬等は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の業務執行の責任度合い、個人業績評価等による加減とします。代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役の個人別の報酬等を決定します。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についてのその他の決定の方法

取締役の個人別の報酬等に関する手続の公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図るため、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置し、取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申します。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が繰り返し発令されるなど、経済活動が大きな制約を受けました。ワクチン接種の普及や各種感染対策の効果により厳しい状況は徐々に緩和されつつありますが、国際情勢の不透明感による原材料価格の上昇や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

建設業界におきましては、公共投資はこのところ弱含んでおります。民間投資については、住宅建設が弱含んでいるものの、企業の設備投資は持ち直しの動きがみられました。一方で、技能労働者の需給状況や資機材価格の動向などについては、引き続き厳しい状況にありました。

このような状況のなか、当社におきましては、「中期経営計画2021～2023」の初年度として、全社員一丸となりデジタル化やICT技術の活用による業務変革を推進しました。また、サステナビリティ推進室を新設し、新たに中長期的なCO2排出量削減目標を策定するなど行動目標の見直しを行い、サステナビリティ経営の基盤を整えることができました。

また、業績面につきましては、当連結会計年度の受注高は152,393百万円（前連結会計年度比1.5%減）、売上高は151,551百万円（前連結会計年度比16.7%減）となりました。利益につきましては、営業利益は5,247百万円（前連結会計年度比16.0%減）、経常利益は6,224百万円（前連結会計年度比4.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,706百万円（前連結会計年度比7.3%増）となりました。

なお、当社個別の受注高、売上高及び繰越高は次のとおりです。

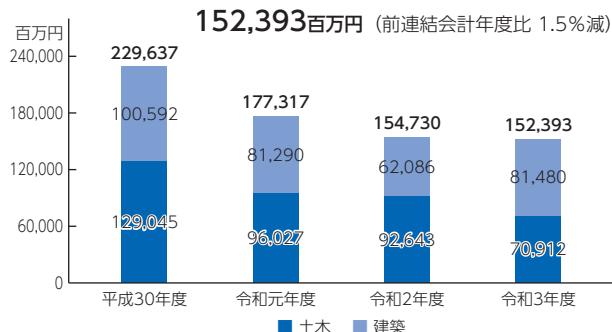
（単位：百万円）

部 門	前事業年度繰越高	当事業年度受注高	当事業年度売上高	翌事業年度繰越高
建設事業				
土木	155,566	70,206	85,253	140,519
建築	75,998	81,480	62,733	94,746
計	231,565	151,687	147,987	235,266
兼業事業	—	—	808	—
合計	231,565	151,687	148,795	235,266

（注）「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額を前事業年度繰越高に加減しております。

(参考) 当社グループの業績の推移

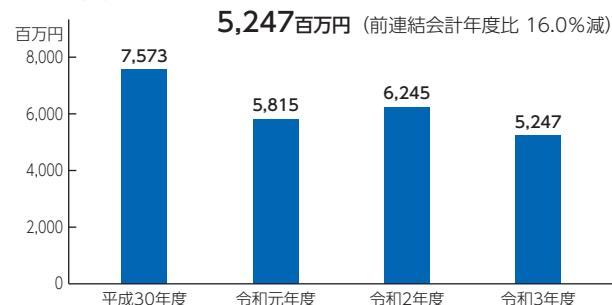
■ 受注高



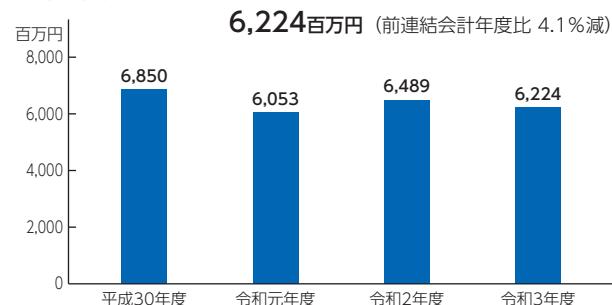
■ 売上高



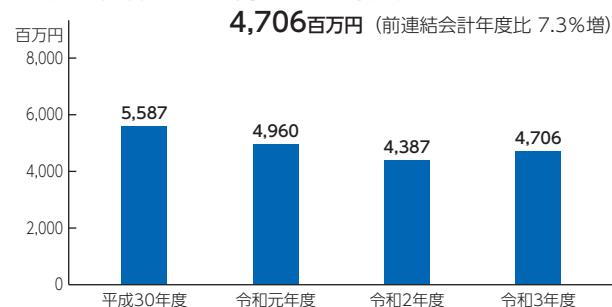
■ 営業利益



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,125百万円で、このうち主なものは鉄建プロパティーズ株式会社の事業用土地・建物の取得であります。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分		第 78 期 (平成30年度)	第 79 期 (令和元年度)	第 80 期 (令和 2 年度)	第 81 期 (当連結会計年度) (令和 3 年度)
受注高	(百万円)	229,637	177,317	154,730	152,393
売上高	(百万円)	174,670	192,842	182,020	151,551
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,587	4,960	4,387	4,706
1株当たり当期純利益	(円)	358.06	317.85	281.13	303.11
総資産	(百万円)	193,676	200,137	185,237	173,079
純資産	(百万円)	62,447	59,735	63,046	63,931

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第 78 期 (平成30年度)	第 79 期 (令和元年度)	第 80 期 (令和 2 年度)	第 81 期 (当事業年度) (令和 3 年度)
受注高	(百万円)	227,802	177,110	153,513	151,687
売上高	(百万円)	171,221	190,153	178,228	148,795
当期純利益	(百万円)	5,430	4,764	4,159	5,251
1株当たり当期純利益	(円)	347.97	305.31	266.57	338.22
総資産	(百万円)	185,923	192,794	178,728	165,779
純資産	(百万円)	60,056	57,327	60,732	62,148

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
テッケン興産株式会社	58	100.0	建設資機材の販売、不動産業、保険代理店業、警備業、機械類賃貸業、スポーツ事業、人材派遣業
株式会社ジェイテック	40	45.0	土木建築工事の施工
鉄建プロパティーズ株式会社	100	100.0	不動産業

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、感染対策と経済活動の両立により新型コロナウイルス感染症との共存が進むなか、各種政策の効果や、消費や設備投資などの持ち直しにより景気の回復が期待されます。ただし、国内外の感染拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクや、ウクライナ情勢などによる不透明感がみられるなかで、原材料価格の上昇、エネルギーの供給不足や価格上昇に十分注意する必要があります。

建設業界におきましては、公共投資、住宅建設は弱含みで推移していくことが見込まれ、企業の設備投資は持ち直しの傾向が続くことが期待されます。また、慢性的な技能労働者不足や高齢化など業界を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況のなか、当社におきましては「中期経営計画2021～2023」の2年目として、令和3年度の取組実績を踏まえつつ新たな課題に取り組み成果を挙げていく年として、

1. 安全を基軸とした社会的信頼の向上
2. デジタル技術やICTの活用による業務変革の推進
3. 技術力・営業力向上によるお客さま満足実現と収益拡充
4. 企業グループの連携強化
5. 働きがいの創出と社員の幸せの実現

に取り組んでまいります。これらの5つの取組方針を、DXを原動力に実行することによって利益の追求を図り、安全・品質をしっかりと確保しお客さまの信頼を強固なものとしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (令和4年3月31日現在)

当社グループは、建設事業及び不動産事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特3)第1220号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築及びこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(13)第1658号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(6) 主要な営業所等 (令和4年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都千代田区神田三崎町二丁目5番3号
支店

札幌支店	(北海道札幌市)	東関東支店	(千葉県千葉市)
東北支店	(宮城県仙台市)	横浜支店	(神奈川県横浜市)
関越支店	(埼玉県さいたま市)	名古屋支店	(愛知県名古屋市)
北陸支店	(新潟県新潟市)	大阪支店	(大阪府大阪市)
東京支店	(東京都千代田区)	広島支店	(広島県広島市)
東京鉄道支店	(東京都千代田区)	九州支店	(福岡県福岡市)

海外事務所

ハノイ事務所	(ベトナム社会主義共和国)
ヤンゴン事務所	(ミャンマー連邦共和国)
プノンペン事務所	(カンボジア王国)
ダッカ事務所	(バングラデシュ人民共和国)

建設技術総合センター (千葉県成田市)

② 子会社

テッケン興産株式会社	(東京都文京区)
株式会社ジェイテック	(東京都千代田区)
鉄建プロパティーズ株式会社	(東京都千代田区)

(7) 従業員の状況 (令和4年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
1,972	▲11

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男性	1,616	▲5	42.1	16.1
女性	207	11	34.0	9.9
合計	1,823	6	41.2	15.5

(8) 主要な借入先の状況 (令和4年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	7,139
株式会社三菱UFJ銀行	7,136
株式会社三井住友銀行	3,785

2 株式の状況 (令和4年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 29,847,600株
- (2) 発行済株式の総数 15,668,956株
- (3) 株主数 17,292名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,743	11.5
東日本旅客鉄道株式会社	1,578	10.5
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	666	4.4
鹿島建設株式会社	470	3.1
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	395	2.6
株式会社みずほ銀行	343	2.3
株式会社三菱UFJ銀行	338	2.2
鉄建職員持株会	274	1.8
鉄建取引先持株会	262	1.7
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	195	1.3

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (569,632株) を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式を569,632株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (令和4年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職状況
林 康 雄	取締役会長	
伊 藤 泰 司	代表取締役社長	執行役員社長
高 橋 昭 宏	代表取締役	執行役員副社長 DX推進室長
藤 森 伸 一	取締役	執行役員副社長 サステナビリティ推進室長
橋 本 謙	取締役	常務執行役員 管理本部長兼DX推進室副室長
瀬 下 耕 司	取締役	常務執行役員 建築本部長
谷 口 和 善	取締役	常務執行役員 土木本部長
東 海 林 直 人	取締役	常務執行役員 経営企画本部長兼サステナビリティ推進室副室長
池 田 克 彦	取締役	公益財団法人日本道路交通情報センター理事長 株式会社テレビ朝日ホールディングス社外取締役 (監査等委員) 株式会社テレビ朝日社外監査役
大 内 雅 博	取締役	高知工科大学教授
小 山 宏	取締役	東日本旅客鉄道株式会社執行役員建設工事部長
富 田 美 栄 子	取締役	弁護士 株式会社日清製粉グループ本社社外取締役 (監査等委員) ファナック株式会社社外取締役 (監査等委員) 東京電力パワーグリッド株式会社社外監査役
橋 本 浩 一	常勤監査役	
小 佐 野 俊 也	常勤監査役	
青 木 二 郎	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役池田克彦氏、大内雅博氏、小山宏氏及び富田美栄子氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役池田克彦氏、大内雅博氏及び富田美栄子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 3. 取締役小山宏氏は、東日本旅客鉄道株式会社の執行役員建設工事部長を兼務しており、同社は、当社の主要株主であり、特定関係事業者であります。
 4. 監査役小佐野俊也氏及び青木二郎氏は、社外監査役であります。

5. 監査役小佐野俊也氏及び青木二郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 当社は、当社取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等は填補対象外としております。
7. 令和4年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
 - ・藤森伸一氏は、執行役員副社長兼サステナビリティ推進室長から執行役員副社長兼サステナビリティ推進室担当に就任いたしました。
 - ・橋本謙氏は、常務執行役員管理本部長兼DX推進室副室長から事務顧問兼DX推進室副室長に就任いたしました。
 - ・東海林直人氏は、常務執行役員経営企画本部長兼サステナビリティ推進室副室長から常務執行役員経営企画本部長に就任いたしました。
8. 監査役の橋本浩一氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	
取締役	256	179	76	12
(うち社外取締役)	(19)	(13)	(5)	(3)
監査役	44	31	13	5
(うち社外監査役)	(26)	(18)	(7)	(3)
合計	300	210	90	17
(うち社外役員)	(45)	(31)	(13)	(6)

(注) 上表には、令和3年6月29日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

毎月の報酬等の一部を業績連動報酬等として支給しております。業績連動報酬等にかかる業績指標は、当社の前事業年度の当期純利益と株主配当金であり、前事業年度の当期純利益は4,159百万円、株主配当金は1株につき80円であります。当該業績指標を選定した理由は、当期純利益は事業年度の最終的な損益の状況を示す指標であり、株主配当金は事業年度の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案した株主利益と連動した指標であるからであります。業績連動報酬等は、役位・役職ごとの基準額を業績指標の実績に応じて加減して算定されております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、平成14年6月27日開催の第61回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。

監査役の報酬等の額は、平成8年6月27日開催の第55回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名報酬諮問委員会で審議された基準に基づき決定しており、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬等の決

定に係る委任を受けた代表取締役社長の権限が限定的であることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

イ. 取締役の個人別の報酬等（固定報酬及び業績連動報酬等）の額の算定方法の決定に関する方針並びに固定報酬の額及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の額の算定にあたっては、上場企業等の水準を参考に、建設業界の環境、当社の状況等を包括的に考慮して報酬指標額を算定します。報酬指標額は、適切なインセンティブとなるように、固定報酬と業績連動報酬等により概ね7：3の割合で構成されます。個人別の報酬等の額は、業績連動報酬等が加減された報酬指標額に基づいて算定された役位別報酬に、各取締役の業務執行の責任度合い、個人業績評価等を総合的に考慮して加減します。

ウ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、前年度の当期純利益と株主配当金の実績に応じて加減します。

エ. 取締役に對し報酬等を与える時期の決定に関する方針

取締役に對する報酬等は、在任中に毎月定期的に支払います。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の一部を取締役に委任することに関する事項

取締役の個人別の報酬等は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の業務執行の責任度合い、個人業績評価等による加減とします。代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役の個人別の報酬等を決定します。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についてのその他の決定の方法

取締役の個人別の報酬等に関する手続の公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置し、取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申します。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長伊藤泰司に、各取締役の報酬等の基準となる金額に対する業務執行の責

任度合い、個人業績評価等による加減の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

〔(1) 取締役及び監査役の状況〕に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	池田克彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に警察関係の要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行い、客観的な立場から提言をいただいております。特にリスク管理及びコンプライアンス体制の向上に対する助言をいただいております。
取締役	大内雅博	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に学術部門での経験を通じて培われた高い見識から適宜発言を行い、客観的な立場から提言をいただいております。当社現場施工部門や技術開発部門への助言をいただいております。
取締役	小山宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に建設工事部門等における豊富な経験と知識から適宜発言を行い、客観的な立場から提言をいただいております。特に鉄道事業者としての視点から、助言をいただいております。
取締役	富田美栄子	令和3年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、主に弁護士として培われた豊富な知識と経験に基づき、客観的な立場から提言をいただいております。特にコーポレートガバナンス充実のための助言をいただいております。
監査役	小佐野俊也	令和3年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、監査役会10回の全てに出席し、主に法務部門の責任者などを務めた豊富な業務経験の見地から適宜発言を行っております。
監査役	青木二郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士として法律に関する専門的見地から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査日数・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積り（監査手続別見積時間等）の相当性などを確認し、当事業年度の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）、監査体制、独立性、専門性などの観点から、会計監査人が適正な監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることを決議して、取締役会へ請求することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し解任が妥当であると、監査役全員が同意した場合には、会計監査人を解任いたします。

連結貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	114,146
現金預金	19,304
受取手形・完成工事未収入金等	80,623
販売用不動産	78
未成工事支出金	3,053
不動産事業支出金	2,706
その他の棚卸資産	487
その他	7,901
貸倒引当金	△9
固定資産	58,933
有形固定資産	26,149
建物・構築物	9,912
機械・運搬具、工具器具・備品	424
土地	15,645
リース資産	60
建設仮勘定	106
無形固定資産	414
投資その他の資産	32,370
投資有価証券	29,222
長期貸付金	97
破産更生債権等	412
繰延税金資産	34
退職給付に係る資産	972
その他	2,065
貸倒引当金	△434
資産合計	173,079

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	94,855
支払手形・工事未払金等	36,964
短期借入金	23,252
リース債務	23
未払金	6,687
未成工事受入金	5,172
預り金	13,588
完成工事補償引当金	128
賞与引当金	1,311
工事損失引当金	3,022
その他	4,703
固定負債	14,292
長期借入金	5,723
リース債務	47
繰延税金負債	494
再評価に係る繰延税金負債	2,003
退職給付に係る負債	5,893
その他	130
負債合計	109,147
純資産の部	
株主資本	51,474
資本金	18,293
資本剰余金	5,330
利益剰余金	28,901
自己株式	△1,050
その他の包括利益累計額	11,995
その他有価証券評価差額金	8,221
土地再評価差額金	3,792
退職給付に係る調整累計額	△18
非支配株主持分	461
純資産合計	63,931
負債純資産合計	173,079

連結損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	148,548	
兼業事業売上高	3,003	151,551
売上原価		
完成工事原価	134,189	
兼業事業売上原価	2,252	136,442
売上総利益		
完成工事総利益	14,358	
兼業事業総利益	751	15,109
販売費及び一般管理費		9,861
営業利益		5,247
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	540	
為替差益	720	
その他	91	1,367
営業外費用		
支払利息	311	
その他	80	391
経常利益		6,224
特別利益		
投資有価証券売却益	296	296
特別損失		
固定資産売却損	9	
減損損失	170	
その他	39	219
税金等調整前当期純利益		6,300
法人税、住民税及び事業税	1,714	
法人税等調整額	△125	1,589
当期純利益		4,711
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		4,706

連結株主資本等変動計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,293	5,330	25,497	△99	49,021
会計方針の変更による累積的影響額			△17		△17
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,293	5,330	25,479	△99	49,004
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,248		△1,248
親会社株主に帰属する当期純利益			4,706		4,706
土地再評価差額金の取崩			△36		△36
自己株式の取得				△950	△950
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,421	△950	2,470
当期末残高	18,293	5,330	28,901	△1,050	51,474

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	9,839	3,756	△31	13,564	459	63,046
会計方針の変更による累積的影響額						△17
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,839	3,756	△31	13,564	459	63,028
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,248
親会社株主に帰属する当期純利益						4,706
土地再評価差額金の取崩		36		36		－
自己株式の取得						△950
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△1,618	－	12	△1,606	2	△1,603
連結会計年度中の変動額合計	△1,618	36	12	△1,569	2	903
当期末残高	8,221	3,792	△18	11,995	461	63,931

貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	111,514
現金預金	17,929
受取手形	192
電子記録債権	52
完成工事未収入金	79,584
兼業事業未収入金	0
販売用不動産	51
未成工事支出金	3,043
兼業事業支出金	1,311
材料貯蔵品	481
未収入金	6,841
その他	2,034
貸倒引当金	△8
固定資産	54,265
有形固定資産	13,816
建物・構築物	4,541
機械・運搬具	192
工具器具・備品	172
土地	8,747
リース資産	56
建設仮勘定	106
無形固定資産	302
投資その他の資産	40,145
投資有価証券	28,345
関係会社株式	8,778
長期貸付金	96
破産更生債権等	412
長期前払費用	2
前払年金費用	981
その他	1,963
貸倒引当金	△434
資産合計	165,779

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	91,281
支払手形	1,329
電子記録債務	8,629
工事未払金	24,824
短期借入金	22,158
リース債務	22
未払金	6,687
未払法人税等	829
未成工事受入金	5,172
兼業事業受入金	27
預り金	13,454
完成工事補償引当金	128
賞与引当金	1,271
工事損失引当金	3,022
その他	3,725
固定負債	12,349
長期借入金	3,918
リース債務	44
繰延税金負債	514
再評価に係る繰延税金負債	1,996
退職給付引当金	5,757
その他	117
負債合計	103,630
純資産の部	
株主資本	49,541
資本金	18,293
資本剰余金	5,289
資本準備金	5,289
その他資本剰余金	0
利益剰余金	27,008
利益準備金	80
その他利益剰余金	26,928
繰越利益剰余金	26,928
自己株式	△1,050
評価・換算差額等	12,607
その他有価証券評価差額金	8,222
土地再評価差額金	4,384
純資産合計	62,148
負債純資産合計	165,779

損益計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	147,987	
兼業事業売上高	808	148,795
売上原価		
完成工事原価	134,361	
兼業事業売上原価	672	135,034
売上総利益		
完成工事総利益	13,625	
兼業事業総利益	136	13,761
販売費及び一般管理費		9,136
営業利益		4,624
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,476	
為替差益	720	
その他	89	2,286
営業外費用		
支払利息	278	
その他	79	357
経常利益		6,553
特別利益		
投資有価証券売却益	296	296
特別損失		
固定資産売却損	9	
減損損失	170	
その他	19	199
税引前当期純利益		6,650
法人税、住民税及び事業税	1,516	
法人税等調整額	△118	1,398
当期純利益		5,251

株主資本等変動計算書 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	18,293	5,289	0	5,289	80	22,979	23,059	△99	46,543
会計方針の変更による累積的影響額						△17	△17		△17
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,293	5,289	0	5,289	80	22,961	23,041	△99	46,525
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,248	△1,248		△1,248
当期純利益						5,251	5,251		5,251
土地再評価差額金の取崩						△36	△36		△36
自己株式の取得								△950	△950
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	3,966	3,966	△950	3,015
当期末残高	18,293	5,289	0	5,289	80	26,928	27,008	△1,050	49,541

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	9,840	4,348	14,189	60,732
会計方針の変更による累積的影響額				△17
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,840	4,348	14,189	60,714
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,248
当期純利益				5,251
土地再評価差額金の取崩		36	36	-
自己株式の取得				△950
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	△1,618	-	△1,618	△1,618
事業年度中の変動額合計	△1,618	36	△1,582	1,433
当期末残高	8,222	4,384	12,607	62,148

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月12日

鉄 建 建 設 株 式 会 社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

川上尚志

公認会計士

斉藤直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鉄建建設株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鉄建建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月12日

鉄 建 建 設 株 式 会 社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

川上尚志

公認会計士

斉藤直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鉄建建設株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月13日

鉄建建設株式会社 監査役会
 常勤監査役 橋本浩一 ㊟
 常勤監査役（社外監査役） 小佐野俊也 ㊟
 監査役（社外監査役） 青木二郎 ㊟

以上

◆ 第81回定時株主総会会場ご案内図

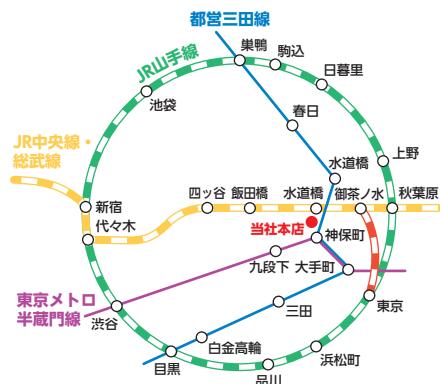
📍 場所

東京都千代田区
神田三崎町二丁目5番3号

当社本店



🚉 交通機関のご案内



🚉 最寄駅

J R 水道橋駅

西口出口 徒歩5分

都営三田線 水道橋駅

A2出口 徒歩8分

東京メトロ半蔵門線/都営新宿線 神保町駅

A2出口 徒歩8分

東京メトロ半蔵門線/東京メトロ東西線 九段下駅

5番出口 徒歩13分

